

冷凍食品から農薬マラチオンが検出された事案への対応について

平成26年1月14日

食品安全委員会事務局

1. 対応状況

(1) 農薬マラチオンの概要についての情報提供

- 昨年12月30日昼に、マラチオンの概要（別添1）について厚生労働省、農林水産省及び消費者庁に情報提供するとともに、厚生労働省に対し、事業者の毒性に関する見解（コロッケ60個）に対する懸念を伝達。
- 同日夜、厚生労働省から事業者に対し、毒性評価に関する見解の修正を指導。（コロッケ60個→1/8個で健康影響）
- 30日夜にマラチオンの概要を食安委ホームページに掲載するとともに、翌31日には、マラチオンの概要及び関係省庁の公表資料について約1万人の会員にメールマガジンを配信。

(2) 食の安全ダイヤルを通じた問合せ対応（別添2）

本事案について、食の安全ダイヤルを通じた問合せ対応を行っているところ（1月10日までに11件）。

2. 今後の対応

引き続き関係省庁と連携しながら、迅速な情報収集・情報提供に努める。

(別添 1)

マラチオンの概要について

- 有機リン系の殺虫剤で、穀類、野菜、果実等に使用され、国内では農薬取締法に基づき使用が認められている（別名マラソン）。米、野菜等の作物毎に残留基準が設定されている。

食品安全委員会で食品健康影響評価を実施中。

- 海外での評価状況、一日摂取許容量（ADI）、急性参照用量（ARfD）等：
JMPR（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）

ADI（1日摂取許容量^{※1}）：0.3 mg/kg 体重/日（1997年）

ARfD（急性参照用量^{※2}）：2 mg/kg 体重/日（2003年）

※1 ADI（1日摂取許容量）：一生涯食べ続けても健康に悪影響が生じないと推定される量。動物試験の結果をもとに、動物とヒトとの差や、個人差（子供や妊婦などへの影響を含めて）を考慮して設定されている。

※2 ARfD（急性参照用量）：24時間またはそれより短時間に経口摂取しても、健康に悪影響が生じないと推定される量。動物とヒトとの差や、個人差（子供や妊婦などへの影響を含めて）を考慮して設定されている。

- 中毒症状：

有機リン系農薬による中毒症状としては、コリンエステラーゼ活性阻害により、以下のような症状を呈します。

【軽 症】吐き気・嘔吐、唾液分泌過多、発汗過多、下痢、腹痛、軽い縮瞳

【中等症】軽症＋縮瞳、筋線維性攣縮、言語障害、視力減退、徐脈

【重 症】縮瞳、意識混濁、対光反射消失、肺水腫、血圧上昇

（出典：「毒性学」 朝倉書店）

食の安全ダイヤルに寄せられた主な質問と回答について

○ マラチオンによる中毒症状はどのようなものか。(消費者)

(回答)

軽度の場合は、吐き気、嘔吐、下痢、腹痛。中等症で縮瞳、言語障害。重症になると意識混濁にもなる。

○ マラチオンはどの程度摂取すれば影響がでるのか。(消費者)

(回答)

JMPR (WHO/FAO合同残留農薬専門会議) では、一日摂取許容量 (人間が一生涯食べ続けても健康に悪影響が生じないと推定される量) を0.3mg/kg体重/日、急性参照用量 (24時間またはそれより短時間に摂取しても健康に悪影響を生じないと推定される量) を2 mg/kg体重/日としている。これらの数値は、子どもや妊婦などへの影響を含め、個人差を考慮して設定されている。

なお、マラチオンには、胎児に奇形が生じるおそれ (催奇形性) はないと判断されている。

○ 健康被害の申出について相談を受けているが、中毒症状について、食品安全委員会ではどのような資料を基に相談対応されているか。

(自治体職員)

(回答)

食品安全委員会のHPで公表している「マラチオンの概要について」を基に対応している。